

▼ 「仙南クリーンセンターでの試験焼却開始」に思う。 ▼

村井知事肝入りの放射性廃棄物焼却試験のトップを切って、角田市の仙南クリーンセンター（仙南地域広域行政事務組合）で「ほだ木」の焼却が3.20に始まりました。

<3.20 朝日>によれば、チップ状に粉碎された「ほだ木」を積んだトラックの側面1mでの空間放射線量は0.04マイクロヘルツ/時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）だったとのこと。トラック荷台（鋼板）による遮へい効果も無視できないはずですが、それはさておき、筆者が以前の『鳴り砂』で福島原発事故による汚染（減衰）の考察に使用したエクセル計算で上記空間線量を“再現”してみました。

事故時にはセシウム137と同134がほぼ同量「1：1」放出されたとすると、7年経過後の現在の比率は「9：1」になっています（両者の合計量は放出時・汚染時は約2倍、200Bq/kg程度だったと推計されます）。「ほだ木」の比重を0.4とすると、100Bq/kg<3.21朝日で「100Bq/kg以下のほだ木」を5日間毎日1トン焼却＝搬入とのことなので、トラック1台で100kBq/tとすれば>の汚染は250kBq/m³ということになります。仮にそれを厚さ25cm<3.20朝日のトラックの写真を見ると、その程度の厚さに積まれていました>に敷き詰めると表面積は2m四方の4m²となるため、約60kBq/m²です。すると、「Cs137：Cs134」＝「54kBq/m²：6kBq/m²」ということで、Cs137の「0.0779（ $\mu\text{Sv/h}$ ）/（MBq/m²）」とCs134の「0.2110」の換算係数を使うと、Cs137による空間線量は「0.0042」、Cs134は「0.0013」で、計「0.0055 $\mu\text{Sv/h}$ 」となりました。また、横方向からの測定ということで、表面積を0.25m×2m＝0.5m²とすると、約500kBq/m²ということになり、計「0.0456 $\mu\text{Sv/h}$ 」となりました。ナルホド、それで上記測定値となったのでしょうか。

ただし、ここで問題にしたいのは、上記“再現”計算の当否ではなく、測定方法（計測地点）によって、トラック荷台の空間線量の測定値ですら大きく異なる可能性があるということです。組合業務課長は「今後も敷地境界の空間線量、放射性セシウム濃度などの分析をしていく」と述べていますが<3.21朝日>、それらの測定でどのような異常を検出できるのか、キチンと明らかにすべきです。例えば、当面の試験焼却対象である100Bq/kg（ほだ木）や400Bq/kg（堆肥）の混焼中に、集塵フィルターなどが故障（セシウム捕捉性能が低下）した場合、直ちに異常を検知できるのでしょうか（そもそも一般ごみと混ぜて200分の1（ほだ木：3.21朝日）に「希釈」すること自体、異常検出を“意図的に”困難にしていると思いますが）。また、焼却灰はその日のうちに白石市の仙南最終処分場に埋められたようですが、その灰（薬剤で固化処理した分だけ“さらに薄まった”と思いますが）の測定値はいくらだったのでしょうか（何Bq/kgで何 $\mu\text{Sv/h}$ ？）。「セシウム収支」に大きな異常はなかったのでしょうか。また、「生じるはずの不足」はフィルター捕捉分・施設内残留分として説明がつくのでしょうか、それとも‘環境への放出分’もあったのでしょうか。

それはさておき、放射能汚染は希釈・拡散させないことが第一で、できる限り濃縮して、最後は「製造者」の東電に“返却”することが原則だと思います（毒物を撒き散らしておいて、所有権を放棄した“無主物”だから責任は取らないということは許されません：3.15E TV特集で、新築の家の土台が汚染されていたことが判明した方が、東電窓口から「浮遊物だから」と賠償を断わられたという話がありましたが、おそらく「無主物ですから」と言われたのではないのでしょうか。そのような“専門用語”を使う窓口対応にも東電の“傲慢さ”が表われていると思いました。閑話休題）。それを、焼却段階で0.5%（0.5Bq/kg）に薄めることが“正々堂々”と許されるなら、最初からほだ木を少しずつ（200分の1）一般ごみに混ぜて「家庭ごみ」として排出することが許されることになり、さらには8000Bq/kg以上のものだって…、となるのは明らかです。

その意味で、これまで汚染廃棄物をキチンと保管し続けてきた農家などの方々に敬意を表すると共に、東電・国は（東電所有物であるセシウムの絶対量に応じた）『保管料』を支払うべきだと思います。そうすれば、いつまでもセシウム（汚染廃棄物）を“外部”に放置しておくより、東電・国を挙げて、（セシウムボールなどとして環境中に飛散・散逸しないように）技術の粋を尽した適切な濃縮施設（専用焼却施設）でコンパクトな灰などの形でセシウムを回収し、東電敷地内で保管する方が“安上がり”と考えるようになるのではないのでしょうか。また、個々の農家に代わり適切にセシウムを濃縮（焼却）する自治体には、保管料の権利が農家から移転するわけで、最終処分場に焼却灰（灰の量は少ないほど輸送も保管も楽なため、一般ごみとの混焼など考えられなくなります。また、鋤き込み等は保管でないため、財産放棄として許されなくなります）を埋め立てれば、セシウムが完全に減衰するまで（金額は毎年減少しますが）安定的な保管料収入が見込めます。

以上は荒唐無稽な話でしかありませんが、何か抜本的な措置を講じなければ汚染廃棄物問題の根本的解決は見込めず、東電・国の責任放棄（や自治体の肩代わり）が続くだけです。これ以上の放射能の拡散・希釈は止めるべきです。

<了>